

令和6年(モ)第1083号 移送申立て事件

(基本事件 令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件

申立人(基本事件被告) 宮部龍彦

相手方(基本事件原告) 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

意見書

令和6年10月10日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

申立人 宮部龍彦



頭書移送申立て事件について、次のとおり意見を補足する。

第1 さいたま地方裁判所での裁判の状況

さいたま地方裁判所で、令和5年12月6日に申立人が相手方ら関係者から提訴されており、令和6年3月12日、同6月26日、同9月18日に口頭弁論が行われている。資料1、資料2に示す通り、さいたま地方裁判所では口頭弁論の度に解放同盟関係者が100人以上裁判所に押しかけ、埼玉県警も応援に来て、毎回少なくとも十数人が法廷の警備にあたるという、異様な状況が生じている。

それにも関わらず、さいたま地方裁判所がリモートでの弁論を認めないなど、適切な措置を取らないため、資料3、資料4の通り、令和6年9月26日に異議申し立て及び移送の申し立てをした。

第2 新潟地方裁判所での裁判の状況

新潟地方裁判所においては、令和6年1月24日に申立人が相手方ら関係者から提訴された。令和6年10月2日相手方ら意見書の附属書類から分かる通り、申立人はその裁判について移送を申し立てている。令和6年10月4日に東京高等裁判所

が申立人の即時抗告を棄却したが、資料 5 の通り同 10 月 10 日付けで抗告許可申し立てをしたところである。

資料 6 の通り、新潟地方裁判所でも相手方関係者が裁判所に多人数で押しかける準備をしている。

第 3 相手方意見書について

相手方が、申立人の新潟地方裁判所に対する移送申立書を提出していることは、新潟地方裁判所での訴訟の原告らと相手方が実質的に同一のグループと見ることができる証拠である。

相手方は、申立人が各地で部落探訪をしているから、大阪に来るのも容易いかなのように言うが、それはあたかも申立人が各地の裁判のついでに部落探訪をすることを期待するようであり、相手方の訴訟の動機が真剣なものでないことの現れである。

また、相手方は、あたかも申立人が訴訟を遅延させようとしているかのような主張をしているが、そうではない。前述のような状況を鑑みれば、むしろ申立人が移送を申し立てない方が非常識である。

それでもあえて、さいたま地方裁判所において申立人は移送を申し立てずに応訴している。しかし、相手方のグループ(部落解放同盟)が主張の陳述を先延ばしにした上に書面の提出を遅延させ、遅延した書面でも法律関係の主張をしないなどの遅延行為を行った。

相手方の目的は、各地の裁判所で管轄を取得し、その後は裁判を引き延ばして、裁判所を集会所のように利用して示威行為を行うことである。

一連の裁判はいずれも個人が相手であり、出版や表現に関わる裁判であり、誰かに具体的な損害が生じているものでもないのに、まるで国や企業相手の公害訴訟かのような様相を呈している。顕著な事実として令和 5 年 6 月 28 日に東京高等裁判所が、

部落の地名を公言することを、あたかも都府県単位で生ずる公害であるかのような判決をしたことがそもそもの原因であり、申立人としては司法関係者に猛省を求めたい心情である。

御庁においても、同様またはそれ以上の事態が生ずる蓋然性が高い。また、相手方は今後も同様の行為を各地の裁判所で繰り返して、司法資源を浪費させる蓋然性も高い。

訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために本件の移送を行うことが合理的であることが明らかであり、移送しないことは著しく公益に反することから、本件申し立てを行うものである。

以上

付属資料

1. 掲載自体が人格権侵害～「部落探訪」の性質明らかに埼玉訴訟で第3回口頭弁論『解放新聞』令和6年10月5日
2. さいたま地方裁判所の傍聴券配布情報 令和6年6月26日
3. 訴訟指揮等に対する異議申立書 令和6年9月26日
4. 移送申立書 令和6年9月26日
5. 抗告許可申立書 令和6年10月10日
6. 第1回期日が取り消しに ～「部落探訪」削除裁判 新潟訴訟『解放新聞』令和6年6月15日